

公告第067号
2018年2月22日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 石井 信江
(公印省略)

災害救助法適用地域にお住まいで被災された皆様へ

この度の大雪により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

カルビー健康保険組合では、災害救助法適用地域(福井県福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市、鯖江市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町、越前市 新潟県長岡市、小千谷市、十日町、魚沼市、東蒲原郡阿賀町)にお住まいに被災された方に、下記方法により、医療費の窓口自己負担金を免除する「一部負担金免除証明書」を発行いたしますので、当健康保険組合まで申請ください。

記

○医療費の窓口自己負担金が免除となる方

災害救助法適用地域にお住まいのカルビー健康保険組合加入者で、今回の大雪により、家屋損傷等の被害を受け、該当期間内に保険診療を受ける方。

○申請方法

お住まいの自治体発行の「り災証明書」を添付の上、当健康保険組合まで、別紙「医療費一部負担免除申請書」をご提出ください。当健康保険組合にて審査のうえ、「一部負担金免除証明書」を発行いたします。この証明書を医療機関等の窓口へ呈示することで、医療費の窓口自己負担金の支払いが免除されます。

○一部負担金免除期間

被災日より平成30年5月31日まで

※医療費の窓口自己負担割合は、以下の通りです。

- ・一般の方・・・医療費の3割負担
- ・未就学児の方・・・医療費の2割負担
- ・高齢受給者(70~74歳)の方
一般の方で、誕生日が昭和19年4月1日までの方・・・医療費の1割負担
一般の方で、誕生日が昭和19年4月2日以降の方・・・医療費の2割負担
現役並み所得の方 ・・・医療費の3割負担

それぞれの窓口自己負担金を免除いたします。

以上

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く 8:30 より 17:00)